

答申第68号  
平成21年12月25日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年3月11日付け青人第613号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

品種登録抹消問題に関する特別監察結果報告書に係る作成資料等についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分を開示することが妥当である。

1 第 2 の 2 (1) のアに掲げる文書

- (1) 事情聴取の対象となった職員（以下「被聴取者」という。）の担当業務に関する情報及び所属グループに関する情報
- (2) 被聴取者の氏名及び職名（品種登録担当の職員（以下「品種登録担当職員」という。）の所属グループの職員に係るものについては、グループリーダーに限る。）

2 第 2 の 2 (1) のイに掲げる文書

各質問調書の 1 ページ中、上から 2 行目に記載されている次の情報

- (1) 被聴取者の所属及び所属グループ名
- (2) 被聴取者の氏名及び職名（品種登録担当職員の所属グループの職員に係るものについては、グループリーダーに限る。）

3 第 2 の 2 (2) のア及び同(3)のクに掲げる文書

品種登録担当職員の所属グループ名

4 第 2 の 2 (3) のキ、ケ及びサに掲げる文書

品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループのグループリーダーの印影

第 2 諮問事案の概要

## 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成20年11月28日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「品種登録抹消問題に関する特別監察結果報告書をまとめるに当たって作成及び入手した資料」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

## 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次の(1)から(3)までに掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、このうち、(1)のア及びウ並びに(2)並びに(3)のキからケまで及びサに掲げる文書については条例第7条第3号に、(1)のイに掲げる文書については条例第7条第3号及び第7号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年12月12日、異議申立人に通知した。

なお、本件処分における、(1)のアからウまで並びに(2)並びに(3)のキからケまで及びサに掲げる文書についての開示しない部分及び開示しない理由は、別表のとおりである。

### (1) 人事課作成資料

- ア 特別監察の実施について
- イ 関係職員に対する質問調書（延べ19名分）
- ウ 復命書（平成20年11月7日）
- エ 特別監察の結果の報告について

### (2) 農林水産政策課からの報告書等

- ア 品種登録問題に関する「農林水産部において行った調査に関する報告書」について
- イ 「平成18年度以降の事務処理遅滞の件」及び同概要

### (3) その他収集資料

- ア 関係品種に係る手続き経過
- イ 「種苗法による品種登録について」及び関係官報
- ウ 「種苗法による品種登録の取消しについて」及び関係官報
- エ 書留類控（平成20年3月分及び7月分）
- オ 物品受領書及び納品書

- カ 品種登録料納付書
- キ 平成20年度稲民間育成品種の評価試験について
- ク 稲民間育成品種評価委託試験の受託について
- ケ 種苗法に基づく登録品種の登録料について
- コ 支出命令票 (No.0118175)
- サ 物品購入 (修繕・改造) 調書 (No.0043586)

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成21年2月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、原則として全部開示を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 県が育成したリンゴなどの品種登録抹消問題で、条例に基づき異議申立人が入手した開示文書のうち、県総務部が行った特別監察の質問調書に記載された情報の大半が開示されていなかったほか、それ以外の文書でも品種登録事務に関わる起案者の所属、氏名などが開示されなかった。県はそれらを開示しなかった理由を、①個人に関する情報であって個人を識別することができるものである、②公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある、③当事者からの事情聴取の内容が直接記載されており、かかる情報を公にすると、今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、などと説明している。
- (2) 個人情報該当性について

判例は、通常、特定の個人を識別し得る情報は不開示事由としての個人情報に該

当し得るが、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、個人が識別し得るものであったとしても、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、不開示事由としての個人情報にはならないとする（最高裁平成15年11月11日判例時報1847号24ページ等）。私事に関する情報とされた例としては、懲戒処分に関する情報不開示の例がある（最高裁平成15年11月21日、民集57巻10号1600ページ）。公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させることになるというのが理由である。

県職員が行う品種登録に関する事務、県農林水産部の調査、県総務部の特別監察はいずれも公務として行われたものであり、懲戒処分として行われたものではない。本件事情聴取に関する情報は公務の遂行に関するものである。私事に関するものであるとは言えない。公務であるから担当職員に対する県側の質問内容まで含めた多くの情報を開示しないことは、情報公開の趣旨に反する。

今回の開示文書の中で、県が何を個人情報として位置付けているのかが極めて分かりにくい。品種登録に関する特別監察結果報告書で、県は、品種登録取消しを招いた原因を「A（担当職員）が特段の理由もなく、納付期限内に登録料を納付しなかったため」としているが、担当職員らの個人的な事情などが、品種登録抹消にどう関連しているかについて言及している部分はない。

個人情報との関連を明確にしていない以上、個人情報を理由に開示を拒むことはできない。

### (3) 事務事業情報該当性について

条例第7条第7号は、事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、一定の場合を挙げてそのおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを挙げている。

県では、開示しない理由として、「今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり」と言う。まず、同種という言葉が何を指すのか曖昧である。公務員であれば、当然公務の遂行に関する行政内部の事情聴取には応ずべきであり、今回の情報開示によって今後の事情聴取に支障が生じるとは言えない。本件について言うと、本件の事情聴取が今後の事情聴取にどのような支障を生じるのか具体的に明らかにされていない。支障が生じるということに関し、本件の事情聴取と今後の事情聴取との間にいかなる因果関係も認めることはできない。

今回の公務員の行為は通常予定されている事務ではないはずで、今後公務員の類似の行為があることを前提とし、それに対する事情聴取への影響を考えるとということはおよそ是認できない。

最高裁の各判例は、事務事業について、その支障を具体的に判断している。本件では、その支障に関する内容は抽象的であり明らかではない。

(4) これらの理由により、県は黒塗りをして非開示とした部分を全面開示するか、又は、非開示部分を限定すべきである。

(5) 理由説明書に対する反論

ア 理由説明書の説明は、基本的に条例の趣旨に反している。条例第1条には、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする、と定めている。

青森県と類似の条例について判断した最高裁の判決（平成11年（行ヒ）第145号、平成15年11月21日）の基準によると、本条例も、公務員の氏名を含めて非公開情報に当たらないことになり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において公務の遂行に関する情報を公開すべきものとしているものよりも広く公開を認めていることになる。したがって、条例も県の公務員の職務に関する情報が記録された公文書について、県の公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、これを非公開とすることができるものとしているとは解し難いということになる。

品種登録に関する特別監察報告書で、県は、品種登録取消を招いた原因を「A（担当職員）が特段の理由もなく、納付期限内に登録料を納付しなかったため」としているが、担当職員のもののような事実が、品種登録抹消に関連しているのかについて言及している部分はない。県は、条例の趣旨に反して県民に説明する責務を放棄していると言わざるを得ない。説明書の内容も条例の趣旨に沿うものとは到底言えない。

イ 第2の2(1)のAに掲げる文書の条例第7条第3号該当性について

理由説明書において、第2の2(1)のAに掲げる文書については、これらの情報は、条例第7条第3号本文に該当すると主張する。すなわち、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、職員録など一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると説明する。しかし、職員録等を照合して識別することができる蓋然性を示す具体的な証拠はない。

また、理由説明書は、同号ハについて、検討し、各職員が特別監察による事情聴取の対象とされたことについて、公務であることは否定できないが、担任する職務を直接的に遂行する場合における当該活動についての情報に該当するものではないこと、また、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、氏名等は同規定に該当しないことは明らかだと

説明する。しかし、仮に、職員録等と照合して識別することができるとしても、当該情報はその職務の遂行に係る情報であり、同号ハは、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を除いている。当該職員は警察職員ではない。したがって、同号ハに該当する。説明書は理由がない。

なお、理由説明書は、このような職員の懲戒処分に係る情報は、個人としての私事に関する情報であると主張する。しかし、各職員が特別監察による事情聴取を受けたことは、当該職員の私事に関する情報を含まない公務遂行に関する情報であることは明らかである。仮に担当職員が公務をおろそかにしていたとか、不注意な面があったというのであれば、やはり公務遂行に関する情報としての面があるというべきである。そういった評価が当該職員の内心の状況の記載であったにせよ、それは、やはり公務遂行に関する情報であることに変わりはない。そうして、それらが当該職員の個人の資質、名誉に関わる固有の情報であるとは到底言えない。説明書は理由がない。

理由説明書は、関係職員に対する懲戒処分等が行われた重大な事案と言う。確かに、担当職員は停職処分を受けていることは明らかになっている。そうすると、氏名が明らかになることによって公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる情報ということになろう（平成12年（行ヒ）第334号、平成15年11月21日最高裁判決参照）。しかし、異議申立人は、公務遂行の内容を知りたいのであって、氏名の開示まで求めているものではない。したがって、氏名のみ又は氏名を推認されるごく限られた情報のみを削除すれば足りる。

ウ 第2の2(1)のイに掲げる文書の条例第7条第3号該当性について

同文書において不開示とした情報のうち、各職員の氏名、所属等は、特定の個人を識別することができるものとして、問答の内容は個人の権利利益を害するおそれがあるので条例第7条第3号本文に該当するという。しかし、同号ハは、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は、該当しないとあるから、結局、該当しない。同号ハについては、上記イで述べたとおりである。

エ 第2の2(1)のイに掲げる文書の条例第7条第7号該当性について

理由説明書は、本件に係る事情聴取は、外部に公開されることは一切ないとの前提で証言していると述べ、これらを公にすることは、県が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから条例第7条第7号の規定に該当するという。しかし、当該説明は是認できない。

事情聴取を受けた者は公務員であって公務員以外の者ではない。公務員は、諸活動を県民に説明する責務を負っているのだから（条例第1条）、場合によっては、その文書が公になる場合があることは、当然予測していなければならない。したがって、一切公開しないことを明言したからといって、公になることを公務

員は拒否する正当な理由を持たない。しかも、被事情聴取者は、自らの懲戒事由に係るものではない。理由説明書のような危ぐは、いまだ抽象的かつ不正確な憶測の域を出るものではなく、そのような蓋然性を示す具体的な証拠はない。

公開によって任意の協力が得にくくなるというが、それは、氏名が開示された場合である。異議申立人は個人の氏名に関心がないことは既に述べたとおりであり、氏名部分を削除すればこの問題は解決される。

オ 第2の2(1)のウ並びに同(2)並びに同(3)のキからケまで及びサに掲げる文書の条例第7条第3号該当性について

理由説明書は、ここでも職員録など一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報として、条例第7条第3号本文に該当すると言う。しかし、そのような蓋然性を示す具体的な証拠はない。仮に、職員録等と照合して識別することができるとしても、当該情報はその職務の遂行に係る情報であり、同号ハは、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を除いている。当該職員は警察職員ではない。同号ハについては、上記イで述べたとおりである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

##### 1 第2の2(1)のアに掲げる文書について（条例第7条第3号該当）

- (1) 同文書において不開示とした情報については、特定の個人を識別することができるものとして、また、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、職員録など一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報として、条例第7条第3号本文に該当するものである。
- (2) 次に、各職員は、それぞれ地方公務員であることから、同号ただし書ハへの該当性を検討する。各職員が特別監察による事情聴取の対象とされたことについては、公務に関連するものであることは否定できないものの、それぞれ担任する職務を直接的に遂行する場合における当該活動についての情報に該当するものではないこと、また、今般の「品種登録取消事案」（以下3までにおいて「本件事案」という。）は、関係職員に対する懲戒処分等が行われるに至った重大な事案であり、各職員がこのような事案に係る事情聴取の対象とされたことは、公務員としての立場を離れ

た個人としての評価をも低下させかねない情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質・名誉に関わる固有の情報というべきものであることから、同号ただし書ハには該当しない。

## 2 第2の2(1)のイに掲げる文書について（条例第7条第3号及び第7号該当）

### (1) 条例第7条第3号該当性について

ア 同文書において不開示とした情報のうち、各職員の氏名、所属、所属グループ名及び職名については、特定の個人を識別することができるものとして、また、問答の内容については、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、個人の内心の状況が記載されており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、それぞれ条例第7条第3号本文に該当する。

イ 次に、各職員は、それぞれ地方公務員であることから、同号ただし書ハへの該当性を検討する。各職員が特別監察による事情聴取を受けたこと及び個人の内心に基づいて発言したことについては、公務に関連するものであることは否定できないものの、それぞれ担任する職務を直接的に遂行する場合における当該活動についての情報に該当するものではないこと、また、各職員が本件事案に係る事情聴取を受けたこと及び個人の内心に基づいて行った発言内容については、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させかねない情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質・名誉に関わる固有の情報というべきものであることから、同号ただし書ハには該当しない。

### (2) 条例第7条第7号該当性について

本件事案に係る事情聴取については、県として、本件事案に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施したものであり、被聴取者からは、その知り得た事実をありのままに証言してもらうことが必要不可欠であったため、各職員に対しては、事前に「関係職員の氏名」及び「やりとりの内容」については一切公開しないことを明言した上で事情聴取を行ったところである。

したがって、各職員においては、同文書が当然に人事課限りで取り扱われ、これが外部に公開されることは一切ないとの前提のもとで証言したものと認識している。

県においては、一般的に不祥事案が発生した場合には、懲戒処分等の検討を行うに当たって必要な事実確認を行うために、関係職員に対する事情聴取を実施しており、仮に本件を含めこのような事案で、県が行った事情聴取の結果を直接記録した文書が公にされることとなった場合には、被聴取者において、自己の証言の内容が明らかになることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になることも

考えられるなど、職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、県として公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も十分に予想されるところである。

したがって、同文書において不開示とした情報については、これらを公にすることにより、県が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第7号の規定に該当する。

### 3 第2の2(1)のウ並びに同(2)並びに同(3)のキからケまで及びサに掲げる文書について（条例第7条第3号該当）

- (1) これらの文書において不開示とした情報は、特定の業務担当職員（以下(2)までにおいて「本件職員」という。）に係る氏名等であるが、これらの情報は特定の個人を識別することができるものとして、また、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、職員録など一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報として、条例第7条第3号本文に該当するものである。

なお、不開示とした情報のうち、「これらを特定し得る情報」とは、特定のグループリーダー及び課員に係る情報を指す。

- (2) 次に、本件職員は地方公務員であることから、同号ただし書への該当性を検討する。不開示とした情報のうち、本件職員の氏名、所属グループ名及び職名（これらを特定し得る情報を含む。）は、その職務の遂行に係る情報であると認められるが、仮にこれらの情報を開示した場合には、結果として懲戒処分を受けた職員の氏名等を公にすることになるものであり、職員の懲戒処分に係る情報については、公務に関連するものであることは否定できないものの、当該職員が自ら担任する職務を直接的に遂行する場合における当該活動についての情報に該当するものではないこと、また、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質・名誉に関わる固有の情報というべきものであることから、同号ただし書には該当しないものと判断される。

また、本件職員の氏名、所属グループ名及び職名（これらを特定し得る情報を含む。）以外の情報が、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

## 2 品種登録抹消問題に関する特別監察について

本件開示請求に係る行政文書は、品種登録抹消問題に関して実施された特別監察に関連する文書であり、当審査会が調査したところによれば、品種登録抹消問題の概要等は、次のとおりであると認められる。

### (1) 品種登録抹消問題について

第2の2(2)のアに掲げる文書のうち、農林水産政策課が作成した平成20年10月31日付け「事故報告書」（以下「事故報告書」という。）によれば、県が育成した花（デルヒニウム）3品種及びりんご2品種の計5品種が、平成20年3月に品種登録されたが、「農林水産政策課の担当職員の職務怠慢と課内の業務管理体制の不備により、国に品種登録を確定させるために必要な登録料を納付期限までに支払わず」、同年10月に「当該品種登録が取り消され、これにより青森県民及び県、品種育成者に対して損害を与えたものである」とされている。

### (2) 特別監察の実施について

平成20年10月30日の知事の臨時会見に係る「知事記者会見録」によれば、品種登録抹消問題が発生した原因について、当事者である農林水産政策課ではなく、より公正な立場から、これを詳細に調査及び検証するため、青森県行政監察規程（昭和38年10月青森県訓令甲第46号）に基づき、総務部人事課による特別監察を実施するよう知事が指示し、農林水産政策課における品種登録に係る行政事務に関する調査が行われることとなった。第2の2(1)のアに掲げる「特別監察の実施について」中の、特別監察実施要領によれば、監察の方針として、「品種登録が取り消されるに至った経緯等を明らかにするとともに、農林水産政策課の事務の適正かつ能率的運営と職員の服務規律の振粛を図ることを目的として実施する」こととされ、平成19年度及び平成20年度に農林水産政策課において品種登録に係る行政事務に関係した職員等からの聞き取り調査及び関係書類の確認が行われた。

### (3) 特別監察の結果について

特別監察の結果は、平成20年11月12日付けで「「品種登録」に係る行政事務に関する特別監察結果報告書」（以下「特別監察結果報告書」という。）としてまとめられ、報道機関などに公表されている。同報告書には、「品種登録から県が品種登録の取消を知るまでの経緯」のほか、「「品種登録取消」を招いた責任」及び「今回の事態を早期に把握できなかった責任」が記載されており、品種登録担当職員及び農林水産政策課それぞれの責任が指摘されている。加えて、当該事案における問題を一所属の問題ではなく県全体の問題としてとらえる必要があるとの観点から「監察員意見」が記載されている。

### (4) 関係職員の処分について

品種登録担当職員に対して停職6月の懲戒処分が行われるとともに、品種登録担当職員の管理監督者（以下「管理監督者」という。）に対して減給1月（10分の1）若しくは戒告の懲戒処分又は口頭注意の処分が行われた。また、これら関係職員に対する処分の内容については、平成20年11月20日付け報道機関発表資料（以下「報道発表資料」という。）により実施機関から公表されている。

## 3 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、特別監察の実施に当たり人事課が作成した文書並びに「品種登録」を所管する農林水産政策課の行政事務及び職員の服務について調査又は検査を行うために人事課が取得した、品種登録事務に係る文書及び品種登録問題が発生した原因について農林水産政策課が調査した文書である。このうち、本件処分において実施機関が開示しない情報に含まれている文書は、第2の2(1)のAからウまで並びに同(2)並びに同(3)のキからケまで及びサに掲げる文書であり、その内容及び本件処分において実施機関が開示しない情報は、当審査会が調査したところによると、次のとおりであると認められる。

### (1) 第2の2(1)のAに掲げる文書について

特別監察の実施に関する起案文書であり、起案文書の表紙、起案理由、農林水産政策課長あての通知文、特別監察実施要領及び事情聴取日程で構成されている。このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、事情聴取日程に記載されている次の情報であると認められる。

ア 被聴取者の氏名

イ 被聴取者の職名、所属グループに関する情報又は担当業務に関する情報

(2) 第2の2(1)のイに掲げる文書について

特別監察により実施された品種登録に係る行政事務に関係した職員等からの聞き取り調査結果を記載した文書であり、当該文書には、表題並びに事情聴取の日時及び場所を含む事情聴取を行った旨並びに事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名並びに被聴取者の所属、職名及び氏名が記載されているほか、被聴取者から事実確認等をした内容が一問一答形式で記載されている。このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号及び第7号に該当するとして不開示とした部分は、次の情報であると認められる。

ア 被聴取者の所属、所属グループ名、職名及び氏名

イ 聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容

(3) 第2の2(1)のウに掲げる文書について

人事課職員の農林水産省生産局知的財産課等への出張に係る復命書であり、品種登録担当職員との電話連絡の内容等について同省職員から聴取した内容等が記載されている。このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、品種登録担当職員の氏名及び職名であると認められる。

(4) 第2の2(2)のアに掲げる文書について

特別監察を実施する総務部人事課の指示により、農林水産政策課が作成した事故報告書及び人事課長あて提出文であり、このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、事故報告書に記載されている次の情報であると認められる。

ア 品種登録担当職員の所属グループ名、職名、氏名及び年齢

イ 事故報告書の2ページ中、下から3行目の27字目から35字目まで

ウ 事故報告書の5ページ中、下から8行目の29字目から33字目まで

(5) 第2の2(2)のイに掲げる文書について

農林水産政策課が、品種登録担当職員が行った業務のうち、平成18年度以降、その処理に遅滞が認められた事務の内容等について調査し、まとめた文書である。このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示と

した部分は、次の情報であると認められる。

- ア 「平成18年度以降の事務処理遅滞の件」の2ページ中、上から2行目の8字目から28字目まで
- イ 「平成18年度以降の事務処理遅滞の件」に記載されている品種登録担当職員の休暇の取得状況

(6) 第2の2(3)のキに掲げる文書について

平成20年度における稲民間育成品種の評価試験を農林総合研究センター（現地方独立行政法人青森県産業技術センター）において受託し、社団法人農林水産先端技術産業振興センターとの間で委託試験契約を締結するための起案文書であり、起案文書の表紙、起案理由、社団法人農林水産先端技術産業振興センターあて文書により構成され、このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、起案文書の表紙に記載されている次の情報であると認められる。

- ア 起案者である品種登録担当職員の所属グループ名、氏名、印影及び内線番号
- イ 決裁欄中の所属グループ名並びに所属グループのグループリーダー及びグループリーダー以外の職員（以下「グループ員」という。）の印影

(7) 第2の2(3)のクに掲げる文書について

上記(6)の稲民間育成品種評価委託試験を受託する旨の社団法人農林水産先端技術産業振興センターあて文書のほか、同センター担当者から農林水産政策課の品種登録担当職員あての事務連絡、委託試験契約書から構成されている。このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、事務連絡に記載されている品種登録担当職員の氏名及び所属グループ名であると認められる。

(8) 第2の2(3)のケに掲げる文書について

平成20年3月に品種登録された花（デルヒニウム）3品種及びりんご2品種の計5品種について、品種登録に伴う登録料を納付するための起案文書であり、起案文書の表紙、起案理由、品種ごとの品種登録料納付書により構成されており、このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、起案文書の表紙に記載されている次の情報であると認められる。

- ア 起案者である品種登録担当職員の所属グループ名、氏名、印影及び内線番号
- イ 決裁欄中の所属グループ名並びに所属グループのグループリーダー及びグループ員の印影

(9) 第2の2(3)のサに掲げる文書について

登録品種登録料に係る収入印紙を購入するために作成した物品購入調書のほか、上記第2の2(3)のケに掲げる文書の写しにより構成されており、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、起案文書の表紙に記載されている次の情報であると認められる。

- ア 起案者である品種登録担当職員の所属グループ名、氏名、印影及び内線番号
- イ 決裁欄中の所属グループ名並びに所属グループのグループリーダー及びグループ員の印影

4 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号に該当するとして、3の(2)に掲げる情報（以下「本件情報1」という。）を不開示としているので、以下、本件情報1の条例第7条第7号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ このうち、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の趣旨は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあることから、このような情報を不開示とするものである。

ウ また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところである。

(2) 本件情報1の条例第7条第7号該当性について

ア 実施機関は、その理由説明書において、「当該事情聴取は、県として、品種登録抹消問題に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施したものであり、被聴取者からは、その知り得た事実をありのままに証言してもらうことが必要不可欠であったため、各職員に対しては、事前に「関係職員の氏名」及び「やりとりの内容」については一切公開しないことを明言した上で事情聴取を行った」ものであるため、本件情報1が公になると「被聴取者において、自己の証言の内容が明らかになることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になることも考えられるなど、職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、県として公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も十分に予想される」旨主張している。

イ 実施機関が行う事情聴取に対し、被聴取者は、職務として応じることとなるのかどうか、実施機関に具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「職員は職務として応じる」こととなり、「その根拠は、青森県行政監察規程第8条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条である」旨回答している。また、被聴取者が職務として事情聴取に応じる場合において、当該者が事実をありのまま述べないときは、職務命令に反することとなるのかについても併せて説明を求めたところ、実施機関は、「事情聴取に応じることは、職務命令に基づく職務の一環であるが、被聴取者がいかなる発言を行うかについて

は強要し得るものではなく、仮にありのままの発言が得られないとしても職務命令に反することにはならない」旨回答しているところである。

ウ 特別監察として実施された事情聴取は、品種登録が取り消されるに至った経緯等を明らかにすることのほかに、品種登録取消に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施したものである。懲戒処分を行うためには、地方公務員法第29条第1項各号に規定する懲戒事由が存することが必要となるのはもちろんではあるが、懲戒処分が職員を道義的に非難する性質のものである以上、懲戒事由の発生について職員に帰責事由、すなわち故意又は過失があったことを必要とするものと解されている。この点からすると、当該事情聴取は、職員の帰責事由の有無もその内容となることが想定されるものであり、懲戒処分等を実施するに当たっての重要な調査であると認められるものである。

エ 本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容は、当該事情聴取の際に、品種登録に係る事務処理の状況等について、その知り得た事実を被聴取者が具体的かつ詳細に証言した内容となっている。実施機関の回答によれば、職員には、職務として事情聴取に応じる義務があるとはいえ、職員がいかなる発言をするかについては強要し得るものではなく、また、「やりとりの内容」は公にしないとの前提で事情聴取が行われているとのことである。これは、いかなる発言をするかまでは被聴取者に強制できないことを踏まえた上で、できるだけ被聴取者にその知り得た事実を証言させるために、実施機関が「やりとりの内容」を公にしないとの条件を付したものと考えられる。

このことからすると、聴取者の質問に対して被聴取者が証言した内容を直接記録した情報を公にした場合には、今後このような事情聴取が行われた際、被聴取者において、自己の証言の内容が明らかになることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になるおそれがあると考えられ、その結果、行政事務及び職員の服務について調査又は検査し、事務の適正かつ能率的運営と職員の服務規律の振粛を図るという特別監察の目的を達成するために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想される。

オ なお、実施機関は、報道機関などに公表した特別監察結果報告書において、品種登録が取り消されるに至るまでの経緯並びに取消しを招いた品種登録担当職員及び農林水産政策課の責任について言及しており、その中では、被聴取者の回答内容を読み取ることができる。また、当審査会が本件情報1の内容を調査したところ、実施機関が意図的に被聴取者の回答内容を隠匿し、当該報告書に反映させていないといった事情も見られない。このことからすれば、実施機関は、品種登録抹消問題について、県民への説明責任を相当程度果たしていると認めることができるものである。

カ 一方、本件情報 1 のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容を除いた、被聴取者の氏名などの情報は、これを公にすると、事情聴取の対象となったことが明らかになる。しかし、職員には職務として事情聴取に応じる義務があることから、職員の氏名等を公にしないことを前提に事情聴取が行われていたとしても、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容が公にされないのであれば、今後このような事情聴取が行われた際、被聴取者が事実をありのままに述べることに消極的になるなどの支障が生じるものとは認められない。

キ 以上から、本件情報 1 のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容については、これを公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 7 条第 7 号に該当する。

### (3) 付加的主張について

ア 実施機関は、本件の審査過程において、3 の(1)に掲げる情報についても、これを開示する場合には、本件情報 1 を開示した場合と同様の支障が生じることから、条例第 7 条第 7 号に該当する旨主張しているので、当該情報の同号該当性について検討する。

イ 3 の(1)に掲げる情報は、本件情報 1 と同じく、事情聴取の対象となった職員に関する情報であるが、上記(2)のカのとおり、これを公にしても、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。よって、当該情報は、条例第 7 条第 7 号に該当しない。

(4) 以上から、本件情報 1 のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容は、条例第 7 条第 7 号に該当する。

## 5 条例第 7 条第 3 号該当性について

実施機関は、上記 3 のとおり、本件処分において不開示とした情報すべてについて条例第 7 条第 3 号に該当するとしているため、以下、これらの情報について、条例第 7 条第 3 号該当性を検討する。

ただし、上記 4 において検討したとおり、本件情報 1 のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容については、条例第 7 条 7 号に該当するため、当該情報の条例第 7 条第 3 号該当性は、検討しない。

(1) 実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした情報は、その内容から、次の類型に区分することができるため、以下、これらの区分に従って整理した各情報について、検討する。

ア 3(1)及び同(2)のアに掲げる被聴取者に係る次の情報（以下「本件情報2」という。）

(ア) 氏名及び職名

(イ) 所属及び所属グループ名（所属グループに関する情報を含む。以下同じ。）

(ウ) 担当業務に関する情報

イ 3(3)、同(4)のア及び同(6)から同(9)までに掲げる品種登録担当職員及び当該職員の所属グループのグループ員に係る次の情報（以下「本件情報3」という。）

(ア) 品種登録担当職員に係る次の情報

a 職名、氏名及び印影

b 所属グループ名及び内線番号

(イ) 品種登録担当職員の所属グループのグループリーダー及びグループ員の印影

ウ 3(4)及び同(5)に掲げる品種登録担当職員に係る次の情報（以下「本件情報4」という。）

(ア) 年齢

(イ) 事故報告書の2ページ中、下から3行目の27字目から35字目まで及び同報告書5ページ中、下から8行目の29字目から33字目まで

(ウ) 「平成18年度以降の事務処理遅滞の件」の2ページ中、上から2行目の8字目から28字目まで

(エ) 休暇の取得状況

(2) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

(ア) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

(イ) このうち、「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別すること

ができることとなるものを含む。)」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

- (ウ) 次に、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

イ 本件情報 2、本件情報 3 及び本件情報 4 の条例第 7 条第 3 号本文該当性について

- (ア) 本件情報 2 について
- a 被聴取者の氏名は、条例第 7 条第 3 号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。
  - b 被聴取者の職名は、単独では特定の個人を識別することができないものと認められるが、職名のうち、農林水産政策課その他当該被聴取者の所属する課内又は所属グループ内に当該職名を有する職員が一人しか存在しないものについては、職員録など一般に入手可能な他の情報と照合することにより、特定の個人が識別可能であると認められる。他方、職名のうち、課内又は所属グループ内に当該職名を有する職員が複数名存在するものについては、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別可能であるとまでは認めることはできない。
  - c 被聴取者の所属及び所属グループ名は、各情報単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。また、所属やグループには、職員が複数名存在するのであるから、他の情報と照合することによっても、所属及び所属グループ名からは、特定の個人が識別可能であるとまでは認めることはできない。
  - d 被聴取者の担当業務に関する情報については、単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。また、本件処分時点において、照合することにより特定の個人を識別することができることとなる、一般に入手可能な他の情報も存在しない。
  - e 以上から、本件情報 2 のうち、被聴取者の氏名及び職名（当該職名を有す

る職員がその所属する課内又はグループ内に複数名存在するものを除く。) については、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(イ) 本件情報 3 について

- a 品種登録担当職員の氏名及び印影並びに所属グループのグループリーダー及びグループ員の印影は、条例第 7 条第 3 号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。
- b 所属グループ名は、単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。また、グループには、所属する職員が複数名存在するのであるから、他の情報と照合することによっても、所属グループ名からは、特定の個人が識別可能であるとまでは認めることはできない。
- c 品種登録担当職員の職名及び内線番号は、単独では特定の個人を識別することはできないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報や一般に入手可能な農林水産政策課の席図等の情報と照合することにより、品種登録担当職員が明らかになると考えられるため、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。
- d よって、本件情報 3 のうち、品種登録担当職員の所属グループ名を除いた情報は、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(ウ) 本件情報 4 について

- a 品種登録担当職員の年齢及び休暇の取得状況は、各情報単独では特定の個人を識別することができないものであり、一般に入手可能な他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別することができるとは認められない。
- b また、(1)のウの(イ)及び(ウ)の情報は、当審査会が調査したところ、品種登録担当職員の身体の状態に係るもので、各情報単独では特定の個人を識別することはできないものであり、一般に入手可能な他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別することができるとは認められない。
- c しかし、これらの情報は、いずれも個人の私事に関する情報であり、一般的には他人に知られたくないものと考えられるため、当該情報が公にされた場合には、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

(エ) 以上から、本件情報 2 のうち、被聴取者の氏名及び職名（当該職名を有する職員がその所属する課内又はグループ内に複数名存在するものを除く。）並びに本件情報 3 のうち、品種登録担当職員の所属グループ名を除いた情報並びに本件情報 4 は、条例第 7 条第 3 号本文に該当する。

(3) 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法

令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると規定している。

イ そこで、上記(2)のイ(エ)で条例第7条第3号本文に該当すると判断した情報（以下「条例第7条第3号本文該当情報」という。）が、条例第7条第3号ただし書に該当するかどうかについて検討すると、まず、これらが同号ただし書口に該当しないことは明らかである。

ウ 条例第7条第3号ただし書イ該当性

次に、条例第7条第3号本文該当情報が、条例第7条第3号ただし書イに該当するかどうかについて検討する。

(ア) 本件情報2のうち、被聴取者の氏名及び職名（当該職名を有する職員がその所属する課内又はグループ内に複数名存在するものを除く。）について

a 被聴取者に関する情報については、法令又は他の条例において公表事項とは定められておらず、また、実施機関が自ら公表している事実はないと認められる。

b 一方、実施機関は、報道発表資料において、管理監督者に対する処分の量定及び処分の理由を公表しているが、当該処分は、特別監察による事情聴取で判明した、品種登録抹消問題に係る帰責事由をもとに行われたものと考えることが相当である。したがって、当該発表資料によって、処分の事実が公表された管理監督者については、その懲戒処分等の前提として行われる事情聴取の対象となった事実についても、結果として公表されているものと解することができる。また、管理監督者は、その職名等も併せて公表されており、当該職名等の情報と、職員録など一般人が入手可能な情報と照合することに

より、特定の個人を識別することができることから、事実上その個人名まで公表されていたものと解することができる。

- (イ) 本件情報 3（品種登録担当職員の所属グループ名を除く。）及び本件情報 4 について

品種登録担当職員の個人識別情報や私事に関する情報については、特別監察結果報告書においても記載は確認できず、実施機関が公表している事実は認められない。

- (ウ) これらのことからすると、条例第 7 条第 3 号本文該当情報のうち、管理監督者の氏名及び職名は、条例第 7 条第 3 号ただし書イに該当するが、それ以外の情報は、該当しない。

#### エ 条例第 7 条第 3 号ただし書ハ該当性

次に、条例第 7 条第 3 号本文該当情報のうち、上記ウにおいて条例第 7 条第 3 号ただし書イに該当しないと判断した情報が、同号ただし書ハに該当するかどうかについて検討する。

- (ア) ただし書ハの趣旨

条例第 7 条第 3 号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであって、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」の対象となる情報ではないとされているところである。

- (イ) 本件情報 2（管理監督者の氏名及び職名を除く。）について

- a これらの情報は、いずれも事情聴取の対象となった職員に関する情報であり、職務に関する情報であると認められる。
- b 実施機関は、理由説明書において、条例第 7 条第 3 号本文に該当するとして不開示とした被聴取者に係る情報が同号ただし書ハに該当しない理由について、「各職員が特別監察による事情聴取の対象とされたことについては、公務に関連する情報であることは否定できない」としながらも、「事情聴取の対象とされたことは、公務員としての立場を離れた個人としての評価を低下させかねない情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質・名誉に関わる固有の情報というべきものである」と述べている。
- c 当審査会が、実施機関に対し「公務員としての立場を離れた個人としての評価を低下させかねない情報」と判断した理由について、具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「事情聴取を受けることは、事件等に何らかの関係があり、特定の個人に対して科される懲戒処分

の対象となっているのではないか、との悪い印象を他の者に与えることが容易に想像される」旨述べている。

- d 特別監察結果報告書によると、特別監察による事情聴取は、平成19年度及び平成20年度に農林水産政策課において品種登録に係る行政事務に関係した職員等を対象に行われたことが明らかにされている。また、特別監察は、品種登録取消に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにすることのほか、品種登録が取り消されるに至った経緯等を明らかにすることも目的の一つとしており、事実、被聴取者の中には、特別監察の結果、懲戒処分等を受けなかった職員も含まれているところである。

このことからすると、事情聴取の対象となったことと、懲戒処分等を受けたこととは直ちにつながるものではないのであるから、被聴取者の氏名及び職名は、これを公にしても、被聴取者の公務員としての立場を離れた個人としての評価を低下させるとまでは認められない。また、上記の特別監察の目的からしても、どのような者を対象として事情聴取が行われたのかは、特別監察の妥当性を検証する上で有益な情報であるとも言える。仮に、事情聴取の対象となったことにより、実施機関が主張する「懲戒処分の対象となっているのではないか、との悪い印象を他の者に与える」可能性があるとしても、その程度の評価は、事情聴取が職務として行われる以上、甘受すべきものである。

- e よって、被聴取者の氏名及び職名は、これを公にしても、事情聴取の対象となった事実が明らかになるにすぎないのであるから、当該情報は、条例第7条第3号ただし書ハに該当する。

- f ただし、報道発表により、懲戒処分を受けた事実が公表された品種登録担当職員は、上記ウ(ア) bと同様に、事情聴取の対象となった事実についても公表されていると解されるところではあるが、被聴取者の中に含まれる品種登録担当職員の氏名及び職名を公にすると、結果として当該職員が懲戒処分を受けたことが明らかになるものである。

懲戒処分等を受けたことは、職務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものである。

このため、被聴取者のうち、品種登録担当職員の氏名及び職名は、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

- g また、被聴取者のうち、品種登録担当職員の所属グループのグループ員の氏名及び職名については、これを公にすると、一般に販売されている職員録に掲載された情報等と照合することにより、結果として、品種登録担当職員が識別されることとなるものである。このため、これらの情報は、品種登録担当職員に係る情報として判断することが適当であり、上記 f と同様の理由

から、条例第7条第7号ただし書ハに該当性しない。

h 以上から、被聴取者（品種登録担当職員及び当該職員の所属グループのグループ員を除く。）の氏名及び職名は、条例第7条第3号ただし書ハに該当する。

(ウ) 本件情報3（品種登録担当職員の所属グループ名を除く。）について

a これらの情報は、いずれも特別監察による調査又は品種登録事務の遂行に当たり実施機関が作成した文書に記載された情報である。

b 品種登録担当職員の氏名、職名、印影及び内線番号は、いずれも職務の遂行に係る情報であると認められるが、一方で、これらの情報を公にすると、懲戒処分を受けた品種登録担当職員が識別されることになると認められる。

c 所属グループのグループリーダー及びグループ員の印影は、いずれも職務の遂行に係る情報であると認められる。しかし、このうち、グループ員の印影については、これを「職務の遂行に係る情報」に該当するとして公にすれば、一般に販売されている職員録に掲載された情報等と照合することにより、結果として、懲戒処分を受けた品種登録担当職員が識別されることとなるため、当該印影は、品種登録担当職員に係る情報として判断することが適当である。

なお、グループリーダーの印影については、これを公にしても、所属グループが明らかになるにすぎず、品種登録担当職員が識別されることにはならない。

d 以上から、品種登録担当職員の氏名、職名、印影及び内線番号並びに所属グループのグループ員の印影は、上記(イ)gと同様の理由から、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(エ) 本件情報4について

本件情報4は、公務員等に関する情報ではあるが、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、個人の私事に関する情報であり、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(4) 以上から、実施機関が、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした情報（上記4において条例第7条7号に該当すると判断した情報を除く。）のうち、次の情報については、条例第7条第3号に該当しない。

ア 本件情報2のうち、次の情報

(ア) 管理監督者の氏名及び職名

(イ) 管理監督者以外の職員（品種登録担当職員及び当該職員の所属グループのグループ員を除く。）の氏名及び職名

(ウ) 所属及び所属グループ名

(エ) 担当業務に関する情報

イ 本件情報3のうち、次の情報

(ア) 品種登録担当職員の所属グループ名

(イ) 品種登録担当職員の所属グループのグループリーダーの印影

## 6 結論

以上のとおり、実施機関が開示とした情報の中には、条例第7条第3号及び第7号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

1 人事課作成資料

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
特別監察の実施について	「事情聴取日程」中、対象職員の職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当</li> </ul> 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
関係職員に対する質問調書（延べ19名分）	各質問調書中、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ中、被聴取職員の所属、所属グループ名、職名及び氏名並びに問答の内容のすべて</li> <li>・ 2 ページ目以下、すべてのページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当</li> </ul> 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第7号該当</li> </ul> 当事者からの事情聴取の内容が直接記録されており、かかる情報を公にすると、今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
復命書（平成20年11月7日）	対象職員の職名及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当</li> </ul> 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

2 農林水産政策課からの報告書等

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
<p>品種登録問題に関する「農林水産部において行った調査に関する報告書」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務担当者の所属グループ名、職名、氏名及び年齢</li> <li>・事故報告書2ページ中下から3行目の27字目から35字目まで、同5ページ中下から8行目の29字目から33字目まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>
<p>「平成18年度以降の事務処理遅滞の件」及び同概要</p>	<p>「平成18年度以降の事務処理遅滞の件」中、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ページ中上から2行目の8字目から28字目まで</li> <li>・休暇の取得状況（年度を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>

### 3 その他収集資料

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
平成20年度稲民間育成品種の評価試験について	起案者の所属グループ名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当</li> </ul> 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
稲民間育成品種評価委託試験の受託について	対象職員の所属グループ名及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当</li> </ul> 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
種苗法に基づく登録品種の登録料について	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当</li> </ul> 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
物品購入（修繕・改造）調書（No. 0043586）	「種苗法に基づく登録品種の登録料について」中、起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当</li> </ul> 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 3 月11日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 3 月30日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 4 月22日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 4 月24日 (第154回審査会)	・審査を行った。
平成21年 5 月22日 (第155回審査会)	・審査を行った。
平成21年 6 月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年 6 月26日 (第156回審査会)	・審査を行った。
平成21年 7 月24日 (第157回審査会)	・審査を行った。
平成21年 8 月19日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年 8 月28日 (第158回審査会)	・審査を行った。
平成21年 9 月17日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年 9 月18日 (第159回審査会)	・審査を行った。
平成21年10月20日	・異議申立人に対する照会について、異議申立人からの書面を受理した。
平成21年10月23日 (第160回審査会)	・審査を行った。
平成21年11月25日 (第161回審査会)	・審査を行った。
平成21年12月18日 (第162回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	子育て支援ボランティア COCOAあおもり代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成21年12月25日現在)